

STOP 熱中症

熱中症対策が義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数)28度以上
または、気温31度以上の環境下



※WBGT 値は WBGT 指数計又は環境省 HP で確認



連続1時間以上または、1日4時間
を超えて実施が見込まれる作業

- ①自覚症状がある場合
- ②熱中症のおそれのある者を発見した場合

熱中症が疑われる症状例

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温など

【他覚症状】

ふらつき生あくび、失神、大量の発汗、痙攣など

作業離脱→身体冷却



意識の異常等

返事がおかしい、ぼーっとしている

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合

安易な判断は避け、

救急安心センター事業（#7119）

等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し
専門家の指示を仰ぐこと。

自力での
水分摂取



異常等なし

できる

できない

救急隊要請 **119**



経過観察

回復しない、
症状悪化

医療機関への搬送

○医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
○単独作業がある場合、あらかじめスマートフォンの「緊急電話」の連絡先に、安全衛生推進者、衛生管理者等を指定することにより、常に連絡できる状態を維持する。

回復後の体調急変等により症状が悪化する場合、安全衛生推進者、衛生管理者等に連絡
→フローは「意識の異常等」に戻る。

回復後の
体調急変

※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先



陸上貨物運送事業労働災害防止協会



公益社団法人
全日本トラック協会